

町田市子ども発達支援計画行動計画

2021年度～2023年度

(第二期障害児福祉計画)

(概要版)

みなさまのご意見をお寄せください！

【募集期間】

2020年12月15日(火)から

2021年1月14日(木)17時まで *必着

町田市では、「町田市子ども発達支援計画（2018年度～2020年度）」を策定し、発達に支援が必要な子どもへの支援体制の充実を推進してきましたが、計画期間が終了となるため、2021年度からの行動計画の策定を進めています。

この度、「町田市子ども発達支援計画行動計画（2021年度～2023年度）」として案をまとめましたので意見募集を実施いたします。

本行動計画をお読みいただき、行動計画の構成や内容などについてご意見がありましたら、末尾記載（P10）の方法によりお送りください。いただいたご意見は、本行動計画の策定や、発達に支援が必要な子どもへの支援体制の参考にさせていただきます。

2020年12月

町 田 市

● 行動計画の目的・位置づけ

町田市では、2016年の児童福祉法の一部改正により「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたため、2017年度に「町田市子ども発達支援計画（2018年度～2020年度）」を策定しました。

その後、子育て施策の提供体制を計画的に確保していくために、子ども・子育て施策との一体化を進め、2019年度に策定した「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」に、「町田市子ども発達支援計画」の基本的な理念を取込みました。

今回、2020年に国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が一部改正されたことや、子どもとその家庭を取りまく社会状況の変化を受け、障がい児支援の体制のさらなる充実を推進するため、基本計画を実現するための具体的な行動内容を示した、「町田市子ども発達支援計画行動計画（2021年度～2023年度）」を策定しました。





行動計画の計画期間

本行動計画の期間は、2021年度を初年度とし、2023年度までの3カ年とします。

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
新・町田市子どもマスタープラン	新・町田市子どもマスタープラン(2015～2024)						
	(前期) 子ども・子育て支援事業計画 (2015～2019)		(後期) 子ども・子育て支援事業計画 (2020～2024)				
町田市子ども発達支援計画	町田市子ども発達支援計画 (2018～2020)		町田市子ども発達支援計画 基本計画(2020～2024)				
				町田市子ども発達支援計画 行動計画(2021～2023)			

「町田市子ども発達支援計画（2018年度～2020年度）」の評価

「町田市子ども発達支援計画（2018年度～2020年度）」に基づきさまざまな取組を行ったことにより、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できる環境を構築することができました。

個々の取組成果として、まず子ども発達センターが療育・相談機能の中心となり、認可通園事業、併行通園事業や相談事業をとおして、発達に支援が必要な子どもが専門的な支援を受けられるように努めました。特に相談事業については、対象を未就学児から18歳未満の児童に拡大し、相談機関の連携の核となることで、切れ目のない相談体制を整備しました。

次に、保育所や学童保育クラブへの障がい児の受入れを進め、発達に支援が必要な子どもとその家族が、地域で不安や負担を抱えることなく安心して暮らせるように支援を行いました。特に、保育所等における集団生活への適応のための支援を行う保育所等訪問支援事業については、ニーズの高まりに対応するため、子ども発達センターにおける支援体制の充実を図るとともに、学童保育クラブも対象施設として拡充しました。

また、医療的ケアを必要とする児童や重症心身障がい児を支援するため、医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会を設置し、医療的ケア児の保育所への受入れを進めるとともに、医療的ケア児支援コーディネーターの配置や、居宅訪問型児童発達支援事業を開始しました。

さらに、障がい等の有無にかかわらず、子どもが地域で多様な遊びや体験に参加し、様々な人と交流できるように、子育てひろば等への子ども発達センター職員の同行参加や、子どもクラブの整備などの環境整備を行いました。また、子どもの発達に関する地域での公開講座やリーフレットの作成・配布により、障がい等に関する地域における理解の促進に努めました。

本行動計画では、これまでの課題を踏まえつつ、新たな課題にも取り組むことで、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン^{*}）をさらに推進します。

^{*}この計画において「インクルージョン」とは、「すべての人が障がい等についての理解を深め、障がいのある人もない人も、ともに暮らすことができるように、人格と個性が尊重されて社会的に包容されていること。」と考えます。

行動計画の特徴的な取組

○ 相談支援体制の充実・強化

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中で、相談支援体制の質の向上を目的に、市内事業者との連携強化に取り組み、相談支援体制を整備します。

○ 医療的ケア児や重症心身障がい児への支援体制の整備

医療的ケア児や重症心身障がい児への支援については、医療的ケア児とその家族からの相談に対応する医療的ケア児コーディネーターを中心とした総合的な支援体制の構築に取り組みます。

取組項目の考え方

2019年度に策定した「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」では、「町田市子ども発達支援計画」の基本的な理念を掲載していますが、本行動計画では、障がい児支援の体制をさらに充実するため、2021年度～2023年度までの間に取り組む事業について基本施策を実現する要素を明確化する必要がありました。

そのため、取組項目を選定するにあたり3つの選定基準を定め、基準を一つ以上満たす事業を取組項目として選定しています。

選定基準

- ① 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できる
- ② 地域社会への参加ができる
- ③ 包容（インクルージョン）を推進



施策の体系

基本目標	目指す姿	基本施策
Ⅰ子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている	1 子どもがさまざまな場面に参加し、意見を発信している	(1) 豊かな人間性や社会性を育む場の確保
	2 子どもが個性や能力を最大限に発揮している	(1) 子どもの特徴に応じた療育の充実 (2) 「生きる力」をバランスよく育む教育環境の整備 (3) 子ども成長に合わせた継続的な支援
Ⅱ子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている	1 子ども・子育ての支援が切れ目なく続いている	(1) 子どもや家庭状況に応じた相談支援体制の充実 (2) 「自分らしい」子育てへの理解と支援
	2 子育てと仕事の両立ができている	(1) 不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実
	3 支援を必要とする家庭にサービスが行き届いている	(1) 重症心身障がい児や医療的ケア児のいる家庭の支援体制の充実
Ⅲ子どもが地域の中で大切にされている	1 子どもが地域（人・場所・機会）とつながっている	(1) 地域とのつながりを広げるための支援
	2 みんなが安全・安心に子育てをしている	(1) 障がい等に関する理解の促進と環境整備



施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

目指す姿1 子どもがさまざまな場面に参加し、意見を発信している

基本施策（１） 豊かな人間性や社会性を育む場の確保

[施策の方向性]

すべての子どもがさまざまな活動に参加し、豊かな人間性をつくり、意思疎通を図る力を育むことができるよう、外出や社会参加の確保を図ります。

[主な取組]

取組	内容	担当課
障がい児スポーツ教室	小学生以上の障がいのある方を対象に、体を動かすきっかけとして、体育館、プール、各年間 36 回程度、開催します。	障がい福祉課

目指す姿2 子どもが個性や能力を最大限に発揮している

基本施策（１） 子どもの特徴に応じた療育の充実

[施策の方向性]

一人ひとりの子どもの発達に応じた質の高い療育を提供し、地域での生活を基本として大人になる力をつけることができるよう、体制の充実を図ります。

[主な取組]

取組	内容	担当課
併行通園事業	地域の保育園・幼稚園等を利用しながら、専門的な訓練等を受けるために、定期的に子ども発達センターに通園することができます。	子ども発達支援課

基本施策（２） 「生きる力」をバランスよく育む教育環境の整備

[施策の方向性]

発達に支援が必要な子どもが、身近な地域とのつながりを保ちながら、適切な教育を受けられる体制の充実を図ります。

[主な取組]

取組	内容	担当課
特別支援学級の整備	地域の状況や対象となる児童・生徒数の状況を踏まえて、特別支援学級を整備します。	教育センター

基本施策（3） 子どもの成長に合わせた継続的な支援

[施策の方向性]

就園・就学によって支援が途切れることがないよう情報を確実に引継ぐなど、各機関が緊密に連携して、成人への移行期も含めた切れ目のない一貫した支援体制を整えます。

[主な取組]

取組	内容	担当課
小学校・幼稚園・保育園・子ども発達センター・特別支援学校等連絡協議会	保育園・幼稚園等、子ども発達センター、公立小学校、学童保育クラブ、町田の丘学園小学部の間で連絡協議会を行い、円滑な就学を目指します。	教育センター

基本目標Ⅱ 子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている

目指す姿1 子ども・子育ての支援が切れ目なく続いている

基本施策（1） 子どもや家庭状況に応じた相談支援体制の充実

[施策の方向性]

身近で相談しやすい環境を整え、障がい等を早期に発見するとともに、子どもや家庭の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、相談支援体制を充実させます。

[主な取組]

取組	内容	担当課
障害児相談支援事業	相談支援専門員のケアマネジメントによるきめ細かい支援を行うために、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成支援等を行う障害児相談支援事業の実施体制を強化します。	子ども発達支援課

基本施策（2） 「自分らしい」子育てへの理解と支援

[施策の方向性]

子どもと向き合いながら子育てができるよう、保護者が子どもの特徴について理解を深めるための勉強会や研修会の充実を図ります。

[主な取組]

取組	内容	担当課
親子療育事業	発達に支援が必要な子どもの特徴に適した家庭での接し方などを理解するため、0歳～2歳児とその保護者が、ともに参加する療育プログラムを行います。	子ども発達支援課

目指す姿2 子育てと仕事の両立ができています

基本施策(1) 不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実

[施策の方向性]

発達に支援が必要な子どもに対して、教育・保育サービスを提供する機関が適切なサービスを提供できるよう、専門機関との連携を図り、療育や教育・保育サービスの充実を図ります。

[主な取組]

取組	内容	担当課
保育所等訪問支援事業	子ども発達センターが中心となって、専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に出向き、集団生活への適応のための支援を行います。	子ども発達支援課

目指す姿3 支援を必要とする家庭にサービスが行き届いている

基本施策(1) 重症心身障がい児や医療的ケア児のいる家庭の支援体制の充実

[施策の方向性]

発達に支援が必要な子どもやその家庭が、地域とつながり、安心して社会参加できるよう、関係機関と協力して支援の充実を図ります。

[主な取組]

取組	内容	担当課
医療的ケア児支援コーディネータによる総合的な支援の実施	子ども発達支援課に配置した医療的ケア児支援コーディネータを中心に、医療的ケア児とその家族からの相談に対応し、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、保育、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整します。	子ども発達支援課

基本目標Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている

目指す姿1 子どもが地域(人・場所・機会)とつながっている

基本施策(1) 地域とのつながりを広げるための支援

[施策の方向性]

子どもとその保護者が地域の中でさまざまな人と交流し、楽しみながら、つながりあうことができるよう支援します。

[主な取組]

取組	内容	担当課
地域参加支援事業	子育てひろば等へ子ども発達センターの職員が同行し、地域の子どもたちが過ごす場への参加を支援します。	子ども発達支援課

目指す姿2 みんなが安全・安心に子育てをしている

基本施策（1） 障がい等に関する理解の促進と環境整備

[施策の方向性]

障がい等についての理解を促進する取組みを行い、地域全体で子どもやその家庭を支え、環境を整備することで安心して子育てできるまちを推進します。

[主な取組]

取組	内容	担当課
理解促進事業	地域の方々に向けて、発達に支援が必要な子どもについて、理解を深めるきっかけとなるよう、公開講座を開催します。	子ども発達支援課

行動計画の進行管理

本行動計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本行動計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

行動計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「町田市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

関係機関との連携

行動計画に掲げる取組は、市が単独で実施できるもののほか、法律に基づく事業もあるため、国や都、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行ったうえで、行動計画を推進します。

また、行政の取組だけでなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、NPO 等の関係団体等の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・団体等の活動と連携しながら、子どもの発達支援を推進していきます。

○募集期間

2020年12月15日（火）～2021年1月14日（木）17時まで
※窓口提出、郵送・FAX・メール到着ともに上記時間が締切りです。

○資料の閲覧・配布

行動計画（案）は、町田市ホームページに掲載するほか、次の窓口で閲覧及び資料の配布を行っています。

子ども発達センター、市庁舎（市政情報課、市民相談室、障がい福祉課、子ども生活部窓口）、ひなた村、子どもセンター（つるっこ・ぱお・ただON・まあち）、町田市地域子育て相談センター（堺・忠生・鶴川・町田・南）、大地沢青少年センター、中央学童保育クラブ、つるっこ学童保育クラブ、男女平等推進センター（市民フォーラム）、市民センター（忠生・鶴川・南・なるせ駅前・堺・小山）、連絡所（町田駅前・木曽山崎・玉川学園駅前・鶴川駅前・南町田駅前）、市立図書館（中央・さるびあ・鶴川・鶴川駅前・金森・木曽山崎・忠生・堺）、町田市民文学館、生涯学習センター、保健所中町庁舎、健康福祉会館、教育センター、ひかり療育園、町田市障がい者支援センター（堺・忠生・鶴川・町田・南）

※各窓口で開庁日・時間が異なりますのでご注意ください。

*町田市ホームページ
HP アドレス

○意見の提出方法

郵送、FAX、Eメール、または子ども発達支援課ほか、資料を配布している窓口へ直接提出してください。

郵便の場合は、配布資料に添付している専用封筒（料金受取人払郵便）をご利用いただけます。

※添付の「ご意見記入用紙」をご利用ください。

※電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けできません。

意見募集について、ご不明な点やご質問がございましたら、下記までお問い合わせください。

町田市役所 子ども生活部 子ども発達支援課 推進係
〒194-0021 中町2-13-14 子ども発達センター
電話 042・709・3455 FAX 042・726・0454
メール OOO@city.machida.tokyo.jp